

## 第二〇〇回

### 衆第九号

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

- 1 令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 3 この法律において「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等（被災者又はその遺族をいう。以下同じ。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。
  - 一 令和元年八月二十六日から同月二十九日までの間の豪雨による災害
  - 二 令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号又は令和元年十月二十四日から同月二十六日までの間の豪雨による災害

附 則

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和元年特定災害関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

（検討）

- 3 差押えの禁止等の対象となる義援金（災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。以下この項において同じ。）の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 理 由

令和元年特定災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら令和元年特定災害関連義援金を使用することができるようにするため、令和元年特定災害関連義援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。